

平成24年 第4回

仙北市農業委員会総会議事録

平成24年3月7日(水)開催

仙北市農業委員会

平成24年 第4回仙北市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成24年3月7日(水)午後1時30分

2. 開催場所 仙北市役所西木庁舎総合開発センター集会室

3. 出席委員 (22人)

1番 藤村紀章	2番 佐藤和
3番 野中秀人	4番 三浦猛
6番 倉橋重基	7番 新山昌樹
8番 大山久雄	9番 鈴木八寿男
10番 藤川栄	12番 青柳良成
13番 真崎純孝	14番 高橋政敏
15番 門脇博美	17番 石郷岡勇一
18番 千葉惣永	19番 佐藤善栄
21番 田村博美	22番 山本實
23番 佐藤孝典	24番 藤村隆清
25番 辻均	27番 羽川正幸

4. 欠席委員 (5人)

5番 糸井淳	11番 黒沢龍己
16番 山手善美	20番 藤原由悦
26番 沢山純一	

5. 議事日程

第1 開会宣言

第2 会長挨拶

第3 議事録署名員並びに会議書記の指名

第4 会務諸報告

第 5

1. 報 告

(1) 平成 24 年度農地・農政専門委員会活動計画について

(2) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について

2. 議 事

(1) 議案第 11 号

農地法第 3 条の規定による許可申請に対する可否決定について

(2) 議案第 12 号

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否決定について

(3) 議案第 13 号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画に対する意見決定
について

(4) 議案第 14 号

農業委員会の適正事務実施に係る平成 23 年度活動実績（案）及び
平成 24 年度活動計画（案）について

(5) 議案第 15 号

農地の生前一括贈与に係る納税猶予の適用証明願について

(6) その他

第 6 閉 会

6. 事務局職員

事務局長 藤 原 一 良 補 佐 竹 下 義 博

主 任 藤 原 正 輝 主 任 小 木 田 満 洋

7. 書 記

主 任 小 木 田 満 洋

8. 議事録署名員

8 番 大 山 久 雄

9 番 鈴 木 八 寿 男

9. 会議の概要

議 長 　　ただ今から平成24年第4回仙北市農業委員会総会を開会いたします。

議 長 　　本日は、議会傍聴後の総会となります。初めてだったという方もいると思いますが、実は私も初めての傍聴でした。それはさておき、総会、各委員会開催時に、欠席される方からの連絡が無い場合があります。どうしても日程の調整が取れない等の理由があり、欠席される場合は事務局への連絡を必ずしてください。やはり、委員としてルールを守っていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議 長 　　それでは、本日の総会への出席委員は22名。欠席委員は5名です。よって、本総会は定足数に達しております。

議 長 　　次に議事録署名員並びに会議書記の指名をこちらからしてよろしいでしょうか。

『異議なし』の声

議 長 　　それでは議事録署名員に8番大山委員、9番鈴木委員兩名を指名します。会議書記には小木田主任を指名します。

議 長 　　本日の会議の日程につきましては、お手元に配布している議事日程に従い進行いたします。ご異議ございませんか。

『異議なし』の声

議 長 　　異議なしと認めます。それでは日程4、会務諸報告をお願いします。

藤原局長 　　《会務諸報告の朗読及び説明》（13時35分）

議 長 　　ありがとうございました。各推薦委員からの報告は議事終了後にお受け

したいと思っております。それでは日程5、報告に入りたいと思います。
事務局よりお願いします。

竹下補佐 報告1、平成24年度農地、農政専門委員会活動計画についてです。2月6日の総会終了後に両専門委員会を開催し、検討した結果を資料にまとめて皆さんに配布しています。委員会共通、農地専門委員会、農政専門委員会の各スケジュールは記載のとおりでございます。資料の最後に平成24年度の総会予定日を載せていますので、スケジュール等の調整をよろしくお願いいたします。以上です。

小木田主任 続きまして報告2、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてです。4件の届出がありました。詳細につきましては、資料に記載のとおりでございます。4件とも相続による所有権取得となっております。以上です。

議長 報告が終わりました。それでは議事に入ります。議案第11号、農地法第3条の規定による許可申請についてを上程しますが、利害関係者の退席を求めます。21番田村委員、お願いします。

21番田村退席（13時42分）

議長 それでは、議案第11号、整理番号1番について説明をお願いします。

藤原局長 議案第11号。農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条の規定により、別紙のとおり許可申請があったので審議のうえ許可の可否を求めるものです。平成24年3月7日提出。仙北市農業委員会会長、羽川正幸。

小木田主任 議案第11号、整理番号1番について説明します。農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田。面積が1,778㎡。合計4筆の5,466㎡。3条有償移転の案件でございます。譲渡人は〇〇地区の〇〇さん65歳。譲受

人が〇〇地区の〇〇さん77歳。申請事由は、譲渡人が負債整理。譲受人が経営規模の拡大となっております。受入世帯の稼働人員は4人中3人が農作業従事。備考といたしまして、売買単価が10a当たり392,682円の総額2,146,400円となっております。単価が中途半端な額になっていますが、総額から土地改良の償還分を差し引いた額で単価を出したためこのような額になったとのことでした。以上です。

議長 説明が終わりました。現地確認報告を7番新山委員よりお願いします。

7番新山 《整理番号1番について、3条調書に基づき現地確認報告》

議長 現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ありませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、議案第11号、整理番号1番については許可することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議長 異議無しと認めます。よって、議案第11号の整理番号1番については許可することに決定します。21番田村委員の復帰をお願いします。

21番田村帰席（13時45分）

議長 次に、議案第11号の整理番号1番を除く案件を一括上程します。説明をお願いします。

小木田主任 整理番号2番から説明します。農地の所在が、〇〇。登記簿現況共に田。面積が850㎡。合計6筆の4,883㎡。3条有償移転の案件でございます。譲渡人が整理番号1番と同じく、〇〇。譲受人が〇〇地区の〇〇さん62歳。申請事由は譲渡人が負債整理。譲受人が新規就農となっております。受入世帯の稼働人員が4人中1人となっておりますが、自己消費米、野菜の栽培を計画してまして、家族、近隣農家の協力を得ながら耕作し

ていくとのことでした。備考といたしまして、売買単価が10a当たり328,151円の総額1,602,360円となっております。単価に関しては、整理番号1番と同様の理由でこのような額となっております。続きまして整理番号3番。農地の所在が、〇〇。登記簿現況共に田。面積が998㎡。合計6筆の5,164㎡。3条無償移転の案件でございます。譲渡人が〇〇県の〇〇さん77歳。譲受人が〇〇地区の〇〇さん62歳。申請事由は譲渡人が農地の管理が困難。譲受人が経営規模の拡大となっております。申請地は、以前から譲受人が管理を依頼されていた農地です。譲受人は申請地で牧草を栽培する計画であると聞いております。受入世帯の稼働人員は4人中1人が農作業従事となっております。続きまして整理番号4番。農地の所在が〇〇。登記簿地目原野。現況地目畑。面積が2,019㎡。3条賃貸借新規の案件でございます。賃貸人が〇〇地区の〇〇さん64歳。賃借人が同じく〇〇地区の〇〇さん33歳。申請事由は賃貸人が経営移譲年金受給のため。賃借人が経営規模の拡大となっております。受入世帯の稼働人員は4人中3人が農作業従事。備考といたしまして、賃借料が10a当たり5千円の年額10,095円。期間が許可日より10年間となっております。続きまして整理番号5番。農地の所在が、〇〇。登記簿現況共に田。面積が373㎡。3条賃貸借新規の案件でございます。賃貸人が〇〇地区の〇〇さん62歳。賃借人が同じく〇〇地区の〇〇さん61歳。申請事由は、賃貸人が合作地により耕作の利便性確保のため。賃借人が経営規模の拡大となっております。受入世帯の稼働人員は2人中1人が農作業従事。備考といたしまして、賃借料が10a当たり21千円の年額7,833円。期間が許可日より10年間となっております。続きまして整理番号6番。農地の所在が、〇〇。登記簿現況共に田。面積が23

6 m²。3条賃貸借新規の案件でございます。賃貸人が〇〇地区の〇〇さん78歳。賃借人が整理番号5番と同じく〇〇さん。申請事由は整理番号5番と同様です。整理番号5番と6番の申請地につきましては、賃借人所有農地との合作地であるため今回の申請に至ったとのことでした。備考といたしまして、賃借料が10a当たり21千円の年額4,956円。期間が許可日より10年間となっております。どちらも単価が少し高めに設定されていますが、土地改良の償還金がまだ残っており、その分を考えてこのような単価になったとのことでした。整理番号7番から10番につきましては、耕作の利便性向上のために、自己所有地に隣接、又はその周辺の農地をそれぞれ借り受ける案件となっております。整理番号7番。農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田。面積が2,023 m²。合計2筆の4,046 m²。3条使用貸借新規の案件でございます。貸付人が〇〇地区の〇〇さん64歳。借受人が同じく〇〇地区の〇〇さん60歳。受入世帯の稼働人員は3人中2人が農作業従事。備考といたしまして、期間が許可日より5年間となっております。続きまして整理番号8番。農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田。面積が2,042 m²。3条使用貸借新規の案件でございます。貸付人が整理番号7番と同じく〇〇さん。借受人が〇〇地区の〇〇さん61歳。受入世帯の稼働人員は4人中2人が農作業従事。備考といたしまして、期間が許可日より5年間となっております。続きまして整理番号9番。農地の所在が、〇〇。登記簿現況共に田。面積が991 m²。合計4筆の3,964 m²。3条使用貸借新規の案件でございます。貸付人が〇〇地区の〇〇さん86歳。整理番号7番の借受人の父親に当たります。借受人が〇〇さん。受入世帯の稼働人員は2人中2人が農作業従事。備考といたしまして、期間が許可日より5年間となっております。続きまして整

理番号10番。農地の所在が、〇〇。登記簿現況共に田。面積が991㎡。合計2筆の1,982㎡。3条使用貸借新規の案件でございます。貸付人が〇〇さん。借受人が〇〇さん。備考といたしまして、期間が許可日より5年間となっております。以上です。

議長 説明が終わりました。ここで、現地確認報告に入ります。整理番号2番については7番新山委員よりお願いします。

7番新山 《整理番号2番について、3条調書に基づき現地確認報告》

議長 次に、整理番号3番については、3番野中委員お願いします。

3番野中 《整理番号3番について、3条調書に基づき現地確認報告》

議長 次に、整理番号4番について、担当委員が欠席ですので、3条調書を参考にご審議いただきたいと思えます。

議長 次に、整理番号5番、6番について、9番鈴木委員よりお願いします。

9番鈴木 《整理番号5番、6番について、3条調書に基づき現地確認報告》

議長 次に、整理番号7番から10番について、24番藤村委員お願いします。

24番藤村 《整理番号7番から10番について、3条調書に基づき現地確認報告》

議長 現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

22番山本 議長。

議長 どうぞ。

22番山本 整理番号4番についてですが、第三者移譲になりますか。賃貸人には後継者がいないのですか。

小木田主任 〇〇さんには息子さんがいます。昨年4月に息子さんに持分を経営移譲しております。その後、亡くなった父親の農地を相続し、そちらも息子さんに移譲しましたが、今回の申請地だけ木村さんと3年間の賃貸借契約を結んでおりました。申請地は引き続き木村さんに耕作していただくこと

になましたが、年金の手続きの際に、農業委員会の総会を通して10年間の契約を結んだことが証明できる書類を添付しなければならないということで一旦合意解約し、今回の申請に至ったとのことでした。

議長 山本委員、よろしいですか。

22番山本 分かりました。

議長 他にありませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、議案第11号の整理番号1番を除く案件につきましては、許可することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議長 異議無しと認めます。よって、議案第11号の整理番号1番を除く案件につきましては、許可することに決定します。 (14時01分)

議長 次に、議案第12号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを上程します。説明をお願いします。

藤原局長 議案第12号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について。農地法第5条第1項の規定により、別紙のとおり許可申請があったので審議を求めるものです。平成24年3月7日提出。仙北市農業委員会会長、羽川正幸。

竹下補佐 議案第12号について説明します。申請が2件ありましたが、土地所有者は〇〇さんとなっております。2筆を〇〇さんと〇〇さんに所有権移転し一般個人住宅用の宅地に転用する案件でございます。農地の所在が、〇〇と〇〇。登記簿現況共に田。面積がどちらも246㎡。〇〇が〇〇さんへ。〇〇が〇〇さんへ移る土地です。転用目的は一般個人住宅。転用理由は、現在社宅に済んでいるが、自前の住宅を建設するためとなっております。

す。別冊資料をご覧ください。申請地の場所は市道〇〇線を〇〇方面に向かって、国道〇〇号線とぶつかる手前の土地でございます。次のページに見取り図を載せています。〇〇から分筆した2筆が申請地です。次のページから整理番号1番の事業計画等を載せています。事業費が総額1千万円。内訳は記載のとおりでございます。被害防除計画につきましては、緩衝地を設けて土砂の流出を防ぐ計画です。排水につきましては、合併浄化槽を利用。雨水は自然流下となっております。次のページから各種図面を載せています。整理番号2番につきましては、資料の9ページからです。事業費が総額12百万円。内訳は記載のとおりでございます。被害防除計画につきましては、整理番号1番と同様の計画でございます。12ページ以降に各種図面を載せています。農振除外につきましては、除外済です。農地区分といたしましては、第3種農地に近接する農地ということで第2種農地と判断されます。他法令についての該当はありません。転用面積の妥当性については、一般個人住宅の500㎡以下という基準以内ですので妥当と判断されます。土砂の流出等の可能性ですが、若干影響あるということで緩衝地を設けて対応する計画です。昭和30年に旧田沢湖町で区画整理事業を行っております。土地改良事業関係の8年要件については問題無いと判断されます。以上です。

議 長 説明が終わりました。現地確認報告を9番大山委員よりお願いします。

9番大山 2月29日に土地所有者、事務局と私で現地を確認しました。〇〇さんの奥さんは土地所有者の娘さんでございます。現在社宅に住んでいますが、子供が生まれまして、社宅では狭いということで今回の申請に至ったとのこと。隣接地の方からの同意もいただいておりますので問題無いと思います。以上です。

議 長 現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

14番高橋 はい。14番。

議 長 どうぞ。

14番高橋 合併浄化槽を利用する計画だということですが、用水路に浄化槽からの排水を流すという許可を〇〇水利組合からいただいたのかということを開きます。

議 長 大山委員よろしいですか。

9番大山 排水に関する許可についてですが、〇〇水利組合からいただいております。

議 長 高橋委員よろしいですか。

14番高橋 はい。

議 長 他にありませんか。

『無し』の声あり

議 長 無いようですので、議案第13号については許可相当とすることにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議 長 異議無しと認めます。よって、議案第12号については許可相当とすることに決定します。 (14時14分)

議 長 次に、議案第13号、農用地利用集積計画に対する意見決定についてを上程しますが、利害関係者の退席を求めます。12番青柳委員お願いします。

12番青柳退席 (14時15分)

議 長 説明をお願いします。

藤原局長 議案第13号。農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画に

対する意見決定について。農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、別紙のとおり農用地利用集積計画の策定について仙北市長より諮問を受けたので、審議のうえ意見の決定を求めるものです。平成24年3月7日提出。仙北市農業委員会会長、羽川正幸。

藤原主任

議案第13号の整理番号4番、5番、6番、7番について説明します。全て利用権再設定の案件でございます。整理番号4番、農地の所在が、〇〇。登記簿現況共に田。面積が2,720㎡。合計6筆の8,457㎡。利用権を設定するのは〇〇地区の〇〇さん79歳。受けるのは同じく〇〇地区の〇〇さん51歳。利用目的は水田として。期間が10年間。賃借料は10a当たり2万円の年額169,140円。備考といたしまして、〇〇さんは認定農業者です。営農類型は稲作と露地野菜となっております。続きまして整理番号5番、農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田。面積が91㎡。設定するのは〇〇地区の〇〇さん76歳。受けるのが〇〇さん。利用目的は水田として。期間は10年間。賃借料は10a当たり2万円の年額1,820円となっております。続きまして整理番号6番、農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田。面積が4㎡。設定するのは〇〇地区の〇〇さん51歳。受けるのは〇〇さん。整理番号4番、5番、6番の所有者は同一世帯の家族でございます。利用目的は水田として。期間は10年間。賃借料は10a当たり2万円の年額80円となっております。続きまして整理番号7番。農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田。面積が340㎡。合計9筆の4,062㎡。設定するのは〇〇地区の〇〇さん57歳。受けるのは〇〇さん。利用目的は水田として。期間は10年間。賃借料は10a当たり2万円の年額81,240円となっております。以上です。

議長

説明が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり。

議長 無いようですので、議案第13号の整理番号4番、5番、6番、7番については適正と認めることにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議長 異議無しと認めます。よって、議案第13号の整理番号4番、5番、6番、7番については適正と認めることに決定します。青柳委員の復帰をお願いします。

12番青柳帰席（14時21分）

議長 次に、議案第13号、整理番号4番、5番、6番、7番を除く案件を一括上程します。説明をお願いします。

藤原主任 整理番号1番から説明します。農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田。面積が1,810㎡。利用権設定新規の案件でございます。設定するのは〇〇地区の〇〇さん62歳。受けるのは同じく〇〇地区の〇〇さん54歳。利用目的は水田として。期間は10年間。賃借料は10a当たり21千円の年額38,010円。備考といたしまして、〇〇さんは認定農業者です。営農類型は稲作と穀類、豆類となっております。整理番号2番からは再設定の案件となっておりますので説明は割愛させていただきますが、賃借料、期間等問題無いと思います。以上です。

議長 説明が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、議案第13号の整理番号4番、5番、6番、7番を除く案件については、適正と認めることにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議長 異議無しと認めます。よって、議案第13号の整理番号4番、5番、6

番、7番を除く案件については、適正と認めることに決定します。

(14時24分)

議長 次に、議案第14号。農業委員会の適正な事務実施についてを上程します。説明をお願いします。

藤原局長 議案第14号。農業委員会の適正な事務実施について。「農業委員会の適正な事務実施について」に係る平成23年度農業委員会の点検、評価(案)及び平成24年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)を別紙のとおり策定したので承認を求めるものです。平成24年3月7日提出。仙北市農業委員会会長、羽川正幸。

竹下補佐 議案第14号について説明します。これにつきましては、農業委員会で計画を立てて実証、検証して更に次の年度の計画を立てることとなっております。基本的考え方とありますが、農業委員会の業務について政府の規制改革会議の場に出た意見ということで資料に4項ほど記載されています。農業委員会にとって厳しい意見が出ています。これについては、国で農業委員会の事務実施について透明化を図るというものです。具体的な取組等は資料に記載のとおりでございます。始めに、平成23年度の目標及びその達成に向けた活動の点検、評価(案)についてです。法令事務に関する点検、総会の開催日については市のホームページで公開。総会等の議事録については詳細なものを作成し、市のホームページで公開。作成期間は2ヵ月となっております。次に、事務に関する点検です。農地法第3条に基づく許可事務ですが、23年度2月までの審議件数が66件。許可件数が66件です。過去に継続審議となった案件がありましたが許可されました。審議内容については、担当委員による現地調査を行い総会にて報告。審議結果の公表につきましては、議事録を作成しホームページで公開。処理期

間は標準処理期間が28日に対して、20日で処理しております。次に、転用関係ですが、処理件数が19件です。4条が3件。5条が13件です。これについても、担当委員による現地調査。総会での報告。議事録の公表となっております。処理期間については、標準処理期間が28日に対して28日で処理しております。農業生産法人からの報告への対応については、2法人ほど、未提出になっております。管内法人数が8で報告があったのが5法人となっておりますが、グリーン田沢湖については、決算期がまだですのでその分での誤差になります。次に情報の提供についてです。賃借料情報については、1,258件のデータを集計し、昨年3月に公表しております。農地権利移動等の状況把握については、概要については農業委員会だよりで件数等公表していますが、詳細内容等については今後、ホームページでの公開を検討する計画です。農地基本台帳の整備に関しては、年2回の更新事務を行っております。次に、遊休農地関係です。2月末現在の管内の農地は5,630ha。うち、遊休農地が145ha。率としては2.58%です。去年は遊休農地13haでしたが、掬森牧場の120haと浦子内地区の12haがプラスされております。課題については、記載のとおりで増加傾向にあるということで懸念されております。平成23年度の目標が2.5haに対して実績が1.6haで達成率が64%となっております。活動計画と実績については、利用状況調査から推進員会議、状況調査を行い指導ということで計画どおりに実施されております。件数が68件。指導が58件となっております。10件は不在地主等で未指導となっております。指導面積が140haとなっております。評価案ということで、ほぼ計画どおり実施としております。次に、促進事務に関する評価です。去年は認定農業者が384人でしたが、実績では45人減で339

人です。内訳は、新規が8名ほどいましたが、認定期間終了後の再認定者が大幅に減ったということでこのような数字になっております。これにつきましては、農山村活性課の担当に聞いたところ、戸別所得補償制度の影響で認定農業者のメリットが薄れてきているためではないかということでした。次に、担い手への利用集積については、3,586㎡ということで、63.69%の集積率となっております。平成23年度につきましては、78haで132%の達成率となっております。次に、違反転用への適正な対応ですが、管内では違反転用は1件もありませんでした。これを受けまして、平成24年度の計画ですが、遊休農地関係については、面積が145haです。解消目標が133haと計画を立てています。活動計画につきましては、利用状況調査員での利用状況調査を実施する計画です。次に、促進事務についてです。認定農業者の件ですが、339人が現在の認定農業者数です。当初計画では60人ほど増の計画でしたが、現状では厳しいということで、農山村活性課の担当と協議し、11人増の350人を目標とする計画です。利用集積計画については、昨年の実績を踏まえまして、50haを目標とする計画です。違反転用につきましては、地区担当委員による随時調査、委員会だより等による啓発活動、農地パトロールを実施し、違反を未然防止する計画です。以上です。

議長 説明が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

6番倉橋 はい。

議長 どうぞ。

6番倉橋 遊休農地の解消目標が132haと大変な数字ですが、どのような根拠があって目標を立てたのか教えてください。

竹下補佐 榎森牧場が概算で120haです。秋田市に本社がある菜の花ネットワ

ークの農業部門を担っている農事組合法人大地が農業生産法人の要件を満たし、遊休農地を解消して菜の花を栽培する計画があります。それと、浦子内地区の12haを解消し蕎麦を栽培する計画があります。これに基づき、目標を立てました。

議長 倉橋委員、よろしいですか。

6番倉橋 はい。

議長 他にありませんか。

17番石郷岡 認定農業者が減ったことについてですが、実は私も昨年更新しませんでした。理由は、一昨年の11月くらいから認定農業者になるためにはかなりハードルが高い要件があり厳しいということと、認定農業者になってどのような得があるかと聞くと、借金するときに得があだけということを知ったからです。認定農業者のメリットがもう少しあれば数字も変わってくると思います。また、ハードルが高すぎるのでそれも改善されればいいのではないかと思いました。

議長 他にありませんか。

24番藤村 議長。

議長 どうぞ。

24番藤村 現在、認定農業者を国では担い手としています。自民党時代は認定農業者を優先していましたが、民主党になって担い手という言葉が出るようになってからメリットが薄れてきたようです。考え方によっては、認定農業者にならなくても現在の政権下では、担い手であれば対応できると思います。政権が代わって以前のようなになれば別ですが、現状のままで大丈夫ではないかと思います。

議長 他にありませんか。

2 番 佐藤 はい。

議 長 どうぞ。

2 番 佐藤 一番の原因が 4 2 0 万円の所得目標だと思います。私もその条件が厳しくて更新しませんでした。2 から 3 h a の農地で 4 2 0 万円の所得はかなり厳しいです。

議 長 認定農業者の件につきましては、担当も交えてもう少し考える機会を設けたいと思います。他にありませんか。

『無し』の声あり

議 長 無いようですので、議案第 1 4 号については原案どおりに可決することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議 長 異議無しと認めます。よって議案第 1 4 号については原案どおりに可決することに決定します。 (1 4 時 4 7 分)

議 長 次に、議案第 1 5 号、農地の生前一括贈与に係る納税猶予の適用証明願についてを上程します。説明をお願いします。

藤原局長 議案第 1 5 号、農地の生前一括贈与に係る納税猶予の適用願について。生前一括贈与を受けた農地について、納税猶予の適用を受けるための証明願の提出があったので、審議のうえ許可の可否を求めるものです。平成 2 4 年 3 月 7 日提出。仙北市農業委員会会長、羽川正幸。

竹下補佐 議案第 1 5 号について説明します。農地の生前一括贈与を受けた際に掛かる税金を猶予する制度を適用したいということで農家からの証明願申請が 4 件ありました。この件につきましては、平成 2 3 年に生前一括贈与を受け、これから納税猶予を受けようとするものです。贈与を受ける者の要件は推定相続人であるということ。受ける方が 1 8 歳以上であること。贈

与を受ける日まで3年間農作業従事していること。贈与を受けてから速やかに農業経営を行うこととなっております。この要件に基づきまして、ご審議よろしくお願いいたします。以上です。

議長 説明が終わりました。整理番号1番については、6番倉橋委員より報告をお願いします。

6番倉橋 整理番号1番についてご報告します。要件は全て満たしておりますので問題ありません。以上です。

議長 次に、整理番号2番については20番藤原委員が担当ですが、欠席ですので18番千葉委員よりお願いします。

18番千葉 整理番号2番についてご報告します。20番藤原委員より問題ない旨の報告を受けております。この件につきましては、昨年贈与されたもので、私が担当しました。その当時もしっかりと耕作されていまして問題無いと思います。以上です。

議長 次に、整理番号3番について、15番門脇委員よりお願いします。

15番門脇 母親からの贈与ですが、数年前に父親が亡くなり相続を受けた農地でございます。しっかりと耕作されていまして。これからも耕作していく計画であると聞いておりますので問題無いと思います。以上です。

議長 次に、整理番号4番について、24番藤村委員お願いします。

24番藤村 贈与を受けた後もこれまでどおり耕作していくということでしたので問題無いと思います。以上です。

議長 報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

17番石郷岡 はい。

議長 どうぞ。

17番石郷岡 私も生前一括贈与を受けましたが、法人を立ち上げたときに、私の所有

している面積を全て法人に移そうと思ったら生前一括贈与を受けた部分については移してはいけないという指導を受けました。法人の経営者は私です。なので問題ないと思っておりましたが、それでも移してはいけないという指導を受けた経緯があり、このことについて、農業委員会では集積という面で考えれば皆さんはどのような意見があるのかということの問題提起したいと思います。

議 長 法人を立ち上げる場合には非常に不利な制度だと思います。

竹下補佐 相続税の場合は20年要件で貸付ることができますが、贈与税も現在国の方で審議しているようです。猶予を受けている農地を貸すこともできませんが、贈与税を納めなければなりません。

12番青柳 はい。

議 長 どうぞ。

12番青柳 生前一括贈与での贈与税の控除額を教えてください。

竹下補佐 110万円です。現在は、相続時精算課税制度というものがあります。最高で2,500万円まで控除になります。不動産取得税に関しては別になります。

議 長 他にありませんか。

『無し』の声あり

議 長 無いようですので、議案第15号については、適正と証明することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議 長 異議無しと認めます。よって、議案第15号については適正と証明することに決定します。

(14時57分)

議 長 予定されていた議案が終了しました。次に、各推薦委員より報告があり

ましたらお願いします。

4 番三浦 議長。

議長 どうぞ。

4 番三浦 共済組合から大豆共済の支払状況についてご報告します。引き受け方式が半相殺方式、一筆方式、全相殺方式とありまして現在確定しているのが半相殺と一筆方式です。角館地区、戸数が7戸。被害面積が1, 210.4 a。共済金額が977, 325円です。田沢湖地区が4戸の527.8 a。共済金額が60, 944円です。西木地区が1戸の65.6 a。共済金額が44, 243円となっております。全相殺方式につきましては、収穫量が確定しなければ額を確定できません。評価はまとまっておりますが、事務手続きを経て3月に支払う予定となっております。以上です。

議長 農協からの報告はありませんか。

10番藤川 ありません。

議長 土地改良区からの報告はありませんか。

17番石郷岡 土地改良区合併研究会のアンケートの結果をご報告します。内容としては、反対とそれ以外が半々くらいでした。場所によっては6割近くが賛成という地区もありました。以上です。

議長 他にありませんか。

『無し』の声

議長 次に協議に入ります。

竹下補佐 平成24年、農作業標準賃金表の案についてです。3月5日に農政専門委員会を開催し、検討しています。燃料の値上がり等で多数意見が出ました。決定した事項について説明します。薬剤散布と無人ヘリの部分ですが、これを一括して薬剤散布とし10 a当たり1千円としました。バインダー

と脱穀につきましては作業名、賃金共に削除することになりました。今回の総会で協議し決定した事項につきましては3月15日に全戸配布する予定です。以上です。

議長 説明が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

23番佐藤 議長。

議長 どうぞ。

23番佐藤 W C S のラップ代について聞かれることがあるのですが、賃金表には載っていないので標準的な価格を教えてくださいたいです。

14番高橋 議長。

議長 どうぞ。

14番高橋 事例ですが、大仙市中仙地区の場合は10aあたり15千円の単価だったと思います。あくまでも一環作業の単価なのでこれからラップ代は分からないと思いますが、参考にしてください。

議長 ラップ代については再度調査する必要があると思います。他にありませんか。

『無し』の声あり

(閉会)

議長 以上をもちまして平成24年第4回仙北市農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。(15時18分)

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを認め署名する。

平成24年 4月 6日

議 長 羽 川 正 幸

署 名 員 8 番 大 山 久 雄

署 名 員 9 番 鈴 木 八 寿 男
